

八王子市立別所中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立別所中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識をもち、すべての生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底する。
- 令和7年度の重点項目
ささいな生徒どうしのトラブルにも、“すべて”いじめの疑いをもって対応する。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- いじめと友達同士のふざけ合いの境界が分からず、いじめをする側の生徒になってしまっている。生徒のいじめへの認識や理解を深める指導をする。
- 困っていること、悩んでいることなどを自分から発信できる生徒が少ない。短時間でも生徒と生活面について話をする機会をつくる。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日
※月に1度、全職員参加の対策総合委員会を開催
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを兼任
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①いじめの疑いを把握する。
- ②担任→学年主任→コーディネーター→対策委員会の順に報告を行い、教員間で情報共有や対応について話し合う。
- ③いじめと判断した場合、早急に対応をし、保護者にも必ず連絡。
- ④いじめた生徒への指導を行い、いじめの解消を目指す。
- ⑤3カ月間は、いじめがあった生徒の見守りを継続する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月24日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 6月26日「スクールロイヤーによる講演」
- 1月27日「いじめの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 教科で、「いじめ防止」に関連した題材を扱い、授業を実施する。
- 校外学習や国際理解で、文化の多様性の理解を深め、人権や生命尊重を考える授業を実施する。
- 各学年で年間1回、SNSの危険性について講演会を実施する。

SOSの出し方に関する授業

- 年間で各学年1時間以上実施をする。
- 長期休業前（夏休み、冬休み、春休み）の全校集会にて、SOSの出し方について講話。また、教員から呼びかけ、相談機関一覧のプリントの配布も実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 全校朝礼で「いのちの大切さ」について校長講話を実施する。
- 道徳の授業で「いのち」についての題材を各学年で生徒の心身の成長の段階を考えて選び、授業を実施する。

生徒の自己肯定感を高める取組

- 生徒会役員を中心に学校活動について、主体的に自治できる取り組みを実施する。
- 運動や文化的活動で活躍する場を設けるため、多様な部活動を開設する。
- 英語スピーチコンテストや科学コンクールなど校外の活動にも参加させ、生徒の得意分野を生かせる取り組みを実施する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に配布する。